

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容		実務経験年数	
障害者・障害児の保健・医療・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務	1	ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	5年以上
			イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター	
			ウ	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	
			エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
			オ	特別支援学校	
	カ	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（ただし、①から③までのいずれかに該当する者に限る。） ① 社会福祉主事任用資格を有する者 ② 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 ③ 第4号に掲げる資格を有する者並びにアからオまでに掲げる従事者及び従事者としての期間が1年以上の者に限る。			
	直接支援業務	2	アからオまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等に該当する者 [社会福祉主事任用資格者等] ① 社会福祉主事任用資格を有する者 ② 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 ③ 保育士 ④ 児童指導員、精神障害者社会復帰指導員		5年以上
			ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室（療養病床）	
			イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業	
			ウ	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
エ			障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従業者		
オ	特別支援学校				
3	2のアからオまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等に該当しない者		10年以上		
右欄の資格該当者	4	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士		第1号から第3号までの期間が3年以上かつ第4号の期間が通算して5年以上である者	